

2015年8月25日

栃木県知事 福田 富一 様

民主党栃木県総支部連合会
代 表 福 田 昭 夫

民 主 党・無 所 属 ク ラ ブ
代 表 佐 藤 栄
山 田 みやこ
齊 藤 孝 明
松 井 正 一
加 藤 正 一
平 木 ちさこ
船 山 幸 雄
中 屋 大

2015（平成27）年度 中間期における
政策推進及び9月補正予算等に関する要望書

＜予算要望に関する基本的考え方＞

県執行部においては、議会で多くの議論を経て決定した予算を着実に執行するとともに、新とちぎ元気プランの最終年度を迎え、県政運営の重点戦略の目標を達成することが望まれるところである。

また、来年度以降の県政運営の指針となる次期プラン及び地方創生に向けた総合戦略の策定が行われているが、策定にあたっては、少子・高齢化対策として東京圏一極集中を打破し、人口減少対策、定住促進、産業振興、出産・子育て支援等の課題解決の方針が重要であると認識をしている。

加えて、財政健全化取組方針に基づき、収支均衡予算を堅持しているが、引き続きこの方針を基本とした財政運営を強く要望する。

以下に、2015（平成27）年度県当初予算及び政策推進に関する要望書に対する回答、本会議等での質疑・答弁を踏まえ、中間期の具体的な要望を行うので、補正予算の編成を含め、適切かつ県民本位の対応を強く望むところである。

<各部局への具体的な要望事項>

1 ブランド力向上と発信力強化について

本年度、ふるさと栃木の魅力醸成・発信事業や「オールとちぎ」による魅力発信事業が展開され、これまでもブランド力向上と発信力強化のための様々な取組が行われてきた。県政の広い分野にまたがる多種多様な魅力のプロモーションや民間ノウハウの導入等により、確実に本県の魅力度をアップさせてきているが、さらなる相乗効果を上げるためには、事業ごとのPDCAサイクルの明確化に加え、なお一層のオール栃木体制の強化とトータルコーディネートとの推進が必要である。さらなる魅力発信に向けた取組をトータルマネジメントするため「とちぎブランド推進本部」に専任職員を配置する等、より一層の機能強化を図ること。

2 地方創生の推進について

国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」や県議会の次期プラン及び地方創生総合戦略検討会の意見を踏まえ、県版「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を策定し、人口減少克服・地方創生に向け、今後本格的に事業を実施することになるが、実施にあたっては、市町との連携を緊密にするとともに、全庁を挙げて全力で取り組むこと。

3 ふるさと納税制度の利用促進について

昨年度県内でのふるさと納税による寄附は、8,082件総額4億3,677万1,992円に上り、前年度の575件1億1,072万7,786円を大幅に上回った。2008年度創設以降、制度の周知と納税方法の利便性向上が図られたことに加え、寄附者に対する特典の充実が注目された結果である。

県に対する寄附は73件1,963万4,200円であり、件数が15件増となるものの、金額は1,415万9,800円の減となった。本県に対するふるさと納税は十分に利用促進が図られているとは言えない状況である。

一方、今年度からは減税対象寄附額の上限を2倍とし、5自治体までの寄附は確定申告を不要とする税制改正が行われた。

ふるさと納税寄附者に対する返礼品の高額・過熱化に注意しつつ、県産品や観光施設利用券、県内周遊旅行券等特典の充実による更なる利用促進に努めることで、県産品愛好者や本県へのリピーター作りによるとちぎのイメージや認知度アップにもつながることから、ふるさと納税制度を活用した収入確保に積極的に取り組まれない。

また、個人による寄附に加え、新たに「企業版ふるさと納税制度」を創設するよう知事会等を通じて国に働きかけられたい。

4 独自規制の早期見直しについて

法令等に基づく規制に県が更に上乗せ規制を行っているものや、本県が条例や規則

等によって独自に規制しているものなど、本県における独自規制は現在1,000項目程度存在していると側聞する。

時代の趨勢や近県の状況等を参考にし、関係団体からの意見聴取もしながら、県民生活や自然・景観の保護など引き続き独自規制の必要なものを精査し、早急に規制を見直すことで産業の活性化・県の活力向上につながるよう、また、現在策定中の総合戦略にも反映できるよう努力されたい。

5 自然災害への対応について

昨年施行された「災害に強いとちぎづくり条例」や見直された「栃木県地域防災計画」により、自然災害への対応は強化されてきた。今後も被害の防止・最小化のため、各地域における関係機関と自主防災組織との実効性ある協力・連携の体制強化が求められている。

特に近年頻発している道路冠水や土砂災害をもたらすような豪雨や突風・竜巻等による風水害について、同時多発的に発生するケースが多く見られることから、複数にまたがる関係機関の初動対応の迅速化と併せて、地域住民の安全確保のために市町とも十分な連携を図りながら、日常からの組織化支援やハザードマップ等による注意喚起、そのために必要な情報の周知を徹底するとともに、これらの防災活動等の定期的な点検・検証を強化すること。

6 指定廃棄物最終処分場候補地選定に向けた今後の対応について

指定廃棄物最終処分場候補地選定に向けた取り組みについては、本年度当初予算要望では、「本県をはじめ指定廃棄物を保管している県相互における今後の対応を協議する場の確保等、改めて国に対して強く働き掛け、指定廃棄物最終処分場問題に対する解決策を模索する努力を講じられたい。また、県内170か所に仮置きされている指定廃棄物の保管については、～早急かつ万全な管理体制を構築し、直ちに実施すること。」等を要望した。

会派では、2月に宮城県及び同県加美町、8月に千葉県及び同県千葉市を訪れ、同じ悩みを共有する自治体の現状調査を行った。加美町においては、塩谷町同様、詳細調査そのものを拒み、白紙撤回に向けて超党派での動きが整っており、国会における環境委員会でも地元自民党代議士の質問において「現状では到底受け入れられない」との態度表明が行われた。一方、千葉市では、去る6月8日、「排出自治体内での保管を行うための再協議を求める」決議を自民、公明、民主の会派賛成により可決し、翌6月9日、環境大臣に再協議の申入れを行った。大地震による液状化現象や津波、農水産業への風評被害、地価下落、海辺など観光資源へのダメージ、選定過程が不透明で正確な情報公開がなされていない等が理由として挙げられ、環境省も慎重な対応を余儀なくされている。

本県においては、詳細調査候補地として塩谷町上寺島地区が選定され、栃木県指定廃棄物処分等有識者会議でも「国の選定プロセスは適切」との結論を見たが、地元塩

谷町は到底結論を受け入れられる状況になく、8月29日には「みんな集まっぺ緊急住民集会」が3,000人規模で企画されており、益々反対運動は強くなっている。

民主党栃木県連は、去る7月29日に環境大臣に対し、放射性物質汚染対処特措法の基本方針の見直しに関する申入れを行った。この問題を抱える6県はどの県も混迷を深めており、特措法や基本方針通りには進まないのではないかとの懸念によるものである。6月の衆議院環境委員会では、廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律案に対し、「指定廃棄物の処理について各地域で混乱を招いていることから、処理促進についての法整備を含めた議論を加速化し、早急に対策を講じること」とした附帯決議を全会一致で決議している。

我が会派としては、塩谷町上寺島地区は水源地域であり、町全体の反対運動を無視することは到底出来ないことから、白紙撤回を求めたいと考えている。そこで、これまで述べた各県のさまざまな動きを捉えて、改めて本県を含めた指定廃棄物保管県相互の協議の場を国の責任で設置させ、抜本的な対策を講じるための協議を開始するよう国に求めること。更に、塩谷町に対しても、反対運動そのものが県政に重大な影響を及ぼしかねないとの懸念もあることから、町関係者の意見を十分に聞く場の確保や、課題解決に向けた県の姿勢を示されたい。

7 森林・林業・木材産業の振興について

本県では、現在地方創生に向けた総合戦略策定の最中であり、そのテーマでは人口減少対策が掲げられている。最近の県内自治体の動きを捉えても、人口減少対策を強化するためにさまざまな施策をスタートしており、その中で、県外からの移住促進を図る手段としては空き家の活用が考えられることから、空き家そのもののリフォームを進める必要が生じている。

このような状況から、2010年度に導入され、度重なる事業内容の拡充を行ってきた「とちぎ材の家づくり支援事業」については、更なる地場産材の需要拡大と地元工務店等の景気浮揚等を図るため、その支援対象を改築やリフォーム等へも拡大する必要があると考える。

本県に移住してくる方々をとちぎ材で温かく迎えるため、本事業のこれまでの実績を踏まえ、早急な制度拡充に向けた対応を図られたい。

8 地域医療再生・介護事業充実の取り組みについて

本年度策定している「地域医療構想」では、県内二次医療圏における将来のあるべき医療体制を取りまとめることとしているが、基本的に病床数の減少に伴う地域でのさまざまな問題も危惧されており、例えば、郡市医師会や各自治体との協議により、こうした不安を解消する場を確保するなどして、最終的には、配置病床数の地域間格差の解消を図られたい。

また、地域医療構想実現のためには、「地域包括ケアシステム」の体制確立に向けた取り組みが急務であるため、そのために必要な予算の確保を図るとともに、関係団

体や市町との丁寧な協議を行うこと。特に「在宅療養支援診療所」や「訪問看護ステーション」などの整備とそれらをはじめとする関係機関の連携に努めること。

現在、広域健康福祉センターが圏域連絡会議を開催するなどして、各地域における資源の把握や市町をはじめとする関係機関の強化に向けた取組等をスタートさせているが、こうした取組結果を丁寧に分析する中で、地域包括ケアシステムの構築に努めていくこと。

介護保険計画では、今年度から特別養護老人ホーム併設のショートステイ床を特養枠へと転換する方向で進められている。そうした中、山間部等では利用者が少なく、近年稼働を休止している施設もあると側聞する。県が定める自治体毎の要件では計画対象施設とならないため、地域性を考慮した基準要件の緩和を早急に図られたい。

また、介護サービス利用者に対する苦情処理制度や今年度創設した高齢者施設等に対する第三者評価受診支援事業の一層の周知を図るとともに、介護職員の意欲とスキルアップに向けた「キャリア段位制度」の普及と支援に取り組まれない。

9 県立がんセンターの経営形態の見直しにおける県の対応について

今般、「地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標素案」が示された。その中では、地方独立行政法人化の必要性として、「県民に対する医療サービスの充実」、「持続可能な経営基盤の確立」が必要とされ、そのために医療環境や経営状況に応じて、柔軟で弾力的な病院運営が可能となる地方独立行政法人への移行が必要とされている。今後の方向性としては、地方独立行政法人制度の特長である「自律性、機動性、透明性」を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を実施するとしており、平成28年度からの移行を目指している。

しかしながら、がんセンターの経営形態の見直しについては、2013年度に実施した知事・副知事と職員団体との会談において「病院の今後の在り方は労使合意を基本とし、職員団体と協議する」との回答を得ていることに鑑みると、独法化によるがんセンター勤務職員の身分・処遇に関するより詳細な方向性等を示し、2013年度の知事・副知事会談の回答に従った対応を講じること。また、初冬には、職員に対する通常の異動ヒアリングも予定されるため、職員の身分・処遇について丁寧に説明すること。

10 困難を抱えた子ども・若者への支援について

(1) 要支援児童放課後応援事業の継続と充実について

経済状況の悪化から失業、DV、ひとり親家庭、保護者のメンタルヘルスの問題など、子どもたちを育む環境が非常に厳しくなっている。不適切な環境にありながら、社会的養護の網からもこぼれ落ちてしまっている子どもたちもたくさんいる。そこには貧困と虐待という問題もある。

養育環境が機能しない家庭で育った子どもは、将来家庭を持っても同じような子育てをせざるを得ない。生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されること

がないよう、早い段階で当たり前の家庭の生活を体験することや、親以外の安心できる大人とのふれあいや交流を図っていくことが、貧困や虐待の連鎖を断つ近道になる。そこで、ネグレクト環境にある子どもを支援するため、放課後、学校に迎えに行き、夕食、学習、入浴まで済ませたあと自宅に送り届ける「要支援児童放課後応援事業」が県内3箇所ではじまった。約1年が経過し、家庭的な雰囲気の中で、自分が大切にされているという経験をすることで子どもたちは落ち着いてきた。しかし、利用に当たっては、保護者の同意が必要だが、保護者との接点や連携が思うようにいかないこともあり、家庭の生活環境改善の支援等の課題も見えてきている。また、社会的養護の需要や地理的条件からこのような居場所は増やしていかなければならないと考える。この事業は施設へ入所するのではなく、親子分離する一つ手前で家庭を支援していく社会的養護の新たなシステムである。子ども達にとって当たり前の豊かな育ちを保障するもので、子どもたちが大人になり、親になった時に世代を超えて結果が出るはずである。3年間のモデル事業と聞いているが、重要な事業であり、今から事業実施自治体とともに評価と課題を積み上げ、「連鎖を断ち切る」ために地域の中で孤立させず切れ目のない支援をしていくことの必要性を踏まえた今後のあり方を検討し、恒久的な事業として位置付けること。

(2) ひきこもり・不登校対策の充実について

学校基本調査速報によると昨年度本県中学生の不登校は、前年度比127人増の1,802人、生徒総数に占める割合は0.23ポイント増の3.22%であることが分かった。不登校者数及び不登校者の割合はいずれも2年連続の増加となり、小学生においても前年度比52人増の413人と2年連続で増加している。不登校となってしまった理由や背景の分析を一人ひとりきめ細やかに行うとともに、各学校に配置するスクールカウンセラーの増員も視野に対応を図ること。

また、不登校の状態によっては学校と保護者を交えた家庭学習のカリキュラム作成のもと、当該児童生徒の学習支援が図れるよう支援体制（拠点・人員）の整備に努められたい。

栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス☆とちぎ」にも、不登校の子どもを含め、この半年間で1,000件を超える相談が入っている。

相談員5人体制で本人や保護者への対応やアウトリーチも含め多様な支援に取り組んでいるが、一人ひとりにきめ細かな対応をしていくにはひきこもりサポーターの役割が重要になってくる。現在登録しているひきこもりサポーターは26名で県が実施したサポーター養成研修を受講している。

しかし、折角サポーターを養成しても各市町で派遣に関する実施要項ができていないため、十分にサポーターが活用されていない現状にある。どの市町においてもひきこもりサポーターの派遣がスムーズにできるよう実施要項の策定を促すとともに、登録人数を増やし、サポーターの資質の維持・向上のため実践的な継続研修を実施するなど、関係者間の連携のもと、支援体制の向上を図られたい。

(3) 生活困窮者自立支援事業における子どもの学習支援について

今年度から始まった学習支援は、県が所管している11町は対象学年が小学4年生から中学3年生とされているが、市によっては中学生のみの事業になっている。対象者は要保護世帯と準要保護世帯だが、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある準要保護世帯の基準は市町独自の基準になっている。市町によって学習支援を受けられる子どもの範囲に差が生じないように、幅広い対応を図られたい。

1 1 宇都宮市の認可外保育施設における乳児死亡事故を受けての対応について

宇都宮市の認可外保育施設「といず」で乳児死亡事故が発生し、現在、原因究明を関係機関が行っている。そもそも、このような認可外保育施設に対する管理監督はどのような対応であったのか、宇都宮市と県との連携はどのようなものであったのか疑問である。

事故以降、宇都宮市では、こうした施設に対する実態調査を3年に1度から2年に1度、また夜間保育を行う施設は日中に加え夜間も実施することとしたとのことである。県においても、二度とこのような事故が起きないように管理監督体制の確立に向けて対応を図られたい。

1 2 とちぎの活力向上に向けた産業振興について

(1) 県制度融資の利用促進について

先頃発表された調査機関による県内の売上高5億円以上の企業における前年決算では、自動車などの輸出産業関連や建設業などに業績回復が図られ、増収増益企業割合がリーマンショック以前の水準まで回復したと伝えられる。

しかし、多くの中小企業・小規模事業者にとって、原油価格は現在下落に転じたものの、相変わらずの円安状況は原材料等を輸入に頼る事業者にとって、価格への転嫁が図れないことも相まって経営に苦慮している。引き続き「為替変動緊急対策資金」の周知・利用促進に努めるとともに、利用者の意見も踏まえ制度の検証を行い、利便性・即応性の更なる向上を図られたい。

(2) 経営支援体制の充実について

中小企業からの新製品開発・販路拡大・人材確保等、様々な経営相談に関係機関と共に対応しているところであるが、第一線を退いた元経営者など有為な人材を活用し、日常的に相談が図れるような新たな体制を国の制度等勘案しながら構築し、更に中小企業経営者の高齢化が顕著な本県における後継者問題に、スムーズな経営移譲や技術の承継が行えるよう人材マッチングや技術支援を促進されたい。

(3) 産業団地の整備推進について

県外からの人の流れをつくる上でも雇用の創出・確保は重要であり、そのための企業誘致を進める上で、新たな産業団地の造成が不可欠である。現在、足利市内及び野木町内において産業団地の造成に向けた作業が進められているが、早期完成・分譲開始が図られるように取り組む一方、県としての戦略やニーズに基づいた産業団地整備計画による企業誘致の受け皿作りを検討すること。

(4) 若者・女性・高齢者の創業支援について

県外から企業を呼び込むだけでなく、新たな事業を創出する創業・起業に向けて若者や女性の意欲、高齢者の経験を意識した開業支援を図り、事業の一つであるビジネスプランコンテスト入賞者には創業時における支援にインセンティブを与えるなどの意欲喚起に努められたい。

(5) 正規雇用化の促進について

雇用形態の多様化は非正規雇用が4割に迫る状況となり、生活の不安定化と将来設計への不安感を加速させ、非婚・晩婚化の要因にも繋がっている。国が行う正規雇用化に向けた助成事業と連携した取組を県としても実施されたい。

(6) 海外への販路開拓支援について

本県企業の海外展開に際しては、4月に開設したジェトロ栃木及び関係団体と連携し、有力市場の販路開拓を進めるため、効果的な宣伝手法、購買ニーズの把握や商品開発など多面的な対応に取り組むこと。

13 観光政策の推進について

政府観光局の推計によると、今年1月～6月までに日本を訪れた外国人旅行者は913万9,900人に上ったと発表した。過去最高だった昨年上半期の約1.5倍となり、この時期の出入国者数が逆転するのは45年ぶりと言われている。

政府が「観光立国」に向け、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに訪日外国人旅行者を年間2千万人にする目標も、より早い時期での達成も視野に入ってきている。県の調査でも、昨年の本県の外国人宿泊数は14.6万人と対前年比2万人増の過去最高となった。

そこで、急増する訪日外国人旅行者の県内誘客の促進に向け、現在県が進めるインバウンド対策としての観光地における県有施設や道路案内の多言語表記、無料公衆無線LAN環境をはじめとする通信環境の整備を早期に行うこと。また、そうした訪日客の消費拡大策として、免税手続き見直しによる新制度の活用に関するセミナーの積極的開催に努めるとともに、免税手続き時における支援を措置されたい。

更に成田空港や東京から比較的近く、アクセスの良さを背景に「東京から栃木への観光ルート」の構築を図ること。加えて、中国・韓国や東南アジアを意識した北関東への観光の玄関口となる茨城空港を起点にし、近県と連携した観光ルートの開発にも

引き続き取り組まれない。

昨年県への観光客入込数は8,711.5万人で前年対比169万人増の過去最高となったものの、観光客宿泊数は787.5万人の前年対比6.8万人増と震災前の水準に回復するまでには至っていない。

本年、県ではふるさと旅行券発行事業を実施しており、県内に及ぼす多面的な効果が期待される場所であるが、そうした観光客の県内周遊性を高めるためにも県内二次交通の現状調査を活かした施策を講じられたい。

特に日光地域への車による観光客周遊性対策として、県有駐車場毎に徴収している料金への負担感の軽減も図るよう、フリーパスの導入による利用の促進に取り組まれたい。

14 米価下落対策について

国は、平成26年産米の価格が大幅に下落した状況を踏まえ、稲作農家への支援策を種々打ち出しているが、どの程度効果を発揮できるのかは、TPP交渉の行方なども考え合わせると、全く不透明であると言わざるを得ない。

そもそも米価下落の原因は既に構造的なものであると考えざるを得ない。その最大の要因は、消費者の米離れにあり、年々需要が減少する一方で、作付け過剰により供給がこれを上回っていることにある。加えて食生活の洋風化が定着し、米離れが止まらないという、人口の減少と高齢化が、米の消費量の減少に拍車をかけている。米の消費量がピークだった昭和37年には一人当たり年間約118kg消費していたが、今日では一人当たり60kgを割っている。そこで、今後の米の需給状況も踏まえながら、経営所得安定対策の推進も含め、本県の水田農業に支障をきたさない抜本的な対策を講じられたい。

農業県である本県において、今後も稲作農家が安心して経営継続できるよう、また、27年産米の価格が万が一にもさらに下落することがないように、国のレベルでの丁寧な対応策を講じるよう積極的に働きかけること。

15 エコシティ宇都宮国庫補助金返還に伴う対応について

(株)エコシティ宇都宮の国庫補助金返還請求事件については、平成24年7月13日、宇都宮地裁に県が提訴して以降、現在も係争中であり、県は最高裁に上告中である。今後の裁判については見守るしかないが、当初提訴段階で県議会に議案提案があり、県議会も提訴を議決していただけない、二審、三審と進める過程において、県議会に説明がない事態には大変残念としか言えない。今後、最高裁判決如何によっては、補助金返還における知事や県執行部の責任問題に発展する場合も考えられ、どのような対応をするのか、大いに注目したい。

今回の訴訟により明らかになった、本県の「間接補助事業」における事務執行上の問題について、(株)エコシティ宇都宮の場合、補助金を民間事業者である(株)エコシティ宇都宮が受領しており、補助金申請の窓口は宇都宮市が中心に行い、その補助事業を国に申請するために県を経由している、いわゆる「間接補助事業」である。このよう

な事業は、国の省庁においては多種多様に存在し、今後、第二の(株)エコシティ宇都宮のような民間事業者が発生しないともいえないため、県における国庫補助金の申請交付における事務や関係法規・条例等の取り扱い等にどのような不備があったのか、厳格な検証を行い、二度とこのようなことが起こらないよう対策を講じられたい。

16 TPP交渉を見据えた対応について

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は先日、12か国の閣僚級協議を経て、協定締結に向けた合意が図られる機会が到来していたが、各国の交渉条件に若干の隔たりがあり、合意には至らなかった。これまでの報道関係を中心とした情報では、日本の主張する農作物関連5品目の聖域を死守することは厳しいばかりではなく、新たな米の輸入枠の追加や畜産品に対する関税条件緩和等、日本にとっても農業県である本県にとっても厳しい内容であると言える。我が会派では、衆参の国会決議を順守することや県議会における「TPP反対決議」を尊重するとしているため、今後とも本県農業の体質強化が図れるよう、関係団体と連携し対策の検討を進めること。

17 社会資本整備の推進について

本県経済のさらなる活性化を推進するためには、物流や観光に資する基盤となる道路ネットワーク等の社会資本を引き続き整備していく必要がある。また特に近年、自然災害が多発する中、道路冠水や土砂災害等の被災あるいは危険箇所への緊急的対策をはじめ、中長期的にも県民の安全で安心な生活を維持していくために、防災・減災の観点を重視した道路・河川・橋梁等の整備が不可欠であることから、円滑な事業推進のためのストック確保も含め、引き続き社会資本整備の着実な推進を図ること。

併せて、社会資本の維持管理に係る財政負担の縮減・平準化を図るためには長寿命化対策が有効な手法であることから、長寿命化修繕計画策定済資本の計画的な修繕と未策定資本の早期計画策定に取り組むとともに、必要な維持管理予算の確保に引き続き努めること。

18 LRT整備に対する対応について

今般、宇都宮市及び芳賀町から発表のあった「営業主体の確保方針」では、事業者募集の結果、「民間事業者単独」「複数の民間事業者による新会社設立」の動きはなく、結果として「官民連携による新会社の設立」いわゆる第三セクターによる営業主体と決定した。つまり、新会社への出資を公的資金で行うこととなり、仮に県が出資する場合はその事業の有効性や採算性等あらゆる角度からの議論が必要であり、これまで本県が予算措置している第三セクター野岩鉄道等の経営に関する苦勞を鑑みれば、LRTを第三セクターで行うことに対する大義、更には県民合意なしに、出資金の支出、整備費に対する財政支援等は難しいと考えられる。本県では、2020年東京オリンピック・パラリンピックや2022年の栃木国体・全国障害者スポーツ大会に向け、莫大な予算を投入する総合スポーツゾーン整備という巨大プロジェクトを進めてお

り、LRT整備に対する本県の対応によっては、益々財政悪化を招くのではないかと
の懸念を払拭しきれない現状である。

民主党県連は、市民・県民合意が得られていないLRT整備には反対であり、既存
公共交通の充実と高齢化社会を見据えた面的な公共交通の充実を図るべきと考
えている。こうした視点から、宇都宮市や芳賀町に対しては、明確な市民・県
民合意を得るよう求めるとともに、本県の将来の公共交通の充実の在り方につ
いて明確なビジョンを示されたい。

19 総合スポーツゾーンの整備について

総合スポーツゾーン整備事業は、いよいよ本格的な施設整備に着手する段階とな
った。実施設計等については、今日まで議会をはじめ多くの競技団体や地域住民等
から多くの意見が寄せられてきた。今後の事業推進に当たっては、これらの意
見を十分に踏まえ、設計決定に至るまでの経過においても適時適切な情報公開
を行いながら、全体構想でも明示されているようなプロスポーツから生涯スポ
ーツやレクリエーションまで利用可能な施設としての整備を行うこと。

一方で、多額の財政負担を伴う大規模プロジェクトであることから、財政規律を
堅持しながら計画的な基金活用を図ること。

20 とちぎ教育振興ビジョンを踏まえた本県独自の少人数学級の推進について

本県では、とちぎ教育振興ビジョンにも掲げてある通り、少人数学級を推進し
学校の指導力強化を図っている。しかしながら、国の財政制度等審議会の答申
の中で、小学校第1学年の学級編制基準を40人学級に差し戻す動きもあり、
平成27年度の予算では据え置きしたものの、国庫負担分について予断を許さ
ない状況があり、県議会では昨年12月に、小学校第1学年35人以下学級堅
持と、少人数学級のさらなる拡大の意見書を全会一致で議決している。今
後も引き続き、県教育委員会としても、国に対して小学校第1学年35人
以下学級堅持と小学校第3学年から第6学年について35人以下学級の
実現に向け強く要望すること。

また、本年度より小学校第3学年において1学級当たりの児童数が急増する
学級がある学校に非常勤講師を配置する本県独自の事業も行っているが、
引き続き本県独自の少人数学級の推進を行い、小学校第3学年から第6
学年の35人以下学級の実現に向け取り組むこと。

21 ネットトラブル対策事業の充実について

本県では、ネットトラブルから生徒を守るため、ネットパトロール等の対策
に取り組むとともに、中学生を対象としたネットいじめ防止研修会を実施
しているが、ネットパトロール事業については、県立学校に対する対策のみ
の予算であるとともに、市町の対策については、すべての市町で予算措置
がされている実情にないことから、ネットパトロール事業を県内すべての
学校現場で実施できるようにすること。また、中

学生を対象としたネットいじめ防止研修会は各学校3年に1回となっている。3年に1回では、日々進むネット環境に対応できていないことから、県内163校、すべての学校で年1回は研修会を実施できるように拡充されたい。また、スクールソーシャルワーカーについては、現在県内に10名配置しているが、ネット環境等に関する専門的知識を有する者を配置するなど、今後必要に応じて充実されたい。

2.2 本県の魅力ある教育の充実について

県教育委員会は県立高等学校再編計画に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間にわたり、「魅力と活力ある県立高校づくり」を目指し、様々な施策を推進してきた。とりわけ、中学校と高校を接続し、6年間の計画的・継続的な教育を行う中高一貫教育校が設置された地域については、中等教育の多様化が図られ、児童・生徒や保護者の学校選択肢の拡充につながったことはもとより、高校卒業後の進路では難関大学への進学者を多数輩出するなど、確かな学力の定着といった面でも大きく評価できる。しかし、民間委員を含めた「県立高校再編に関する検討会議」が平成26年度末に出した検証報告書では、中高一貫教育校が設置されていない市町からは、県立中学校への出願者が少なく、地域によっては十分な選択肢となっていないことが指摘されている。このような状況から、今後、中高一貫教育校の整備を積極的に推進すること。

また、中高一貫教育校以外にも総合学科高校、科学技術高校、総合産業高校、総合選択制高校、フレックス・ハイスクールなど特色を持つ学校整備を行ってきた。今後は日光明峰高校への観光科、福祉科設置にも全力で取り組み、魅力と活力ある県立高校の拡充を図ること。

2.3 交通事故抑止対策について

上半期の交通事故発生件数については、3,042件（前年比▲100件）死者数48人（前年比▲10人）、負傷者数3,788人（前年比▲90人）と前年より減少傾向にあるが、高齢者の事故は1,022件（前年比+88件）、死者数29人（前年比+7人）と前年より増加している。今年末までに年間交通事故死者数を75人以下とする「第9次栃木県交通安全計画」の達成のために、高齢者の交通事故抑止対策や悪質・危険運転に対する指導取締り、下半期に向けて必要な対策を強化すること。

2.4 特殊詐欺対策について

上半期、特殊詐欺の認知件数は128件（前年比+13件）と増加傾向にあるが、被害額は約4億6,900万円（前年比▲2億1,200万円）と減少傾向にある。検挙件数は、59件（前年比+30件）で、検挙人員は39名（前年比+23名）と前年より約2倍の検挙となっている。悪質な特殊詐欺から高齢者等を守るためには、県警察はもとより関係部局や市町、関係機関や団体との連携を図りながら、広報等の啓発活動を強化するとともに、より実効性のある対策を積極的に講じられたい。また、

本年度より始まった250台の特殊詐欺撃退機器貸出事業による機器の貸出は、8月21日現在241台であるが、効果を検証し、必要に応じて台数を増やすなどさらなる拡充を図られたい。